

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けたもので、「物品の販売」の等級が「D」以上に格付けされ、競争参加資格地域が東海・北陸地域の競争参加資格を有する者

2 落札決定に関する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切捨）をもって落札金額とするので入札書は消費税に係わる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、**税抜き金額**を入札書に記載すること。
- (2) 入札金額が当隊所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。

3 違約金に関する事項

落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 入札の無効に関する事項

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報、電話及びFAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

5 その他

- (1) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者については競争参加を認めない。
 - (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約をおこなわない。
 - (3) 代理人が入札に参加する場合は、**必ず委任状を提出すること。**
 - (4) 入札参加希望者は**平成31年2月19日(火) 17:00**までに下記問い合わせ先まで連絡すること。
 - (5) 本件入札においては郵便入札を可とする。郵便で参加する場合は **平成31年2月19日(火)** まで必着とし、又**到着の確認をすること。** 初度入札で郵便による入札参加者があった場合、再度入札は直ちに行わず、次の時期に実施する。
- (ア) **場所** **第433会計隊入札室**
(イ) **日時** **平成31年2月22日(金) 10:00**

6 問い合わせ先

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班（担当：川口）
TEL 0550-89-0711（内線463、FAX487）
東部方面会計隊ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)